

所管部課	総務部 職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	市職員の定年引上げについて				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市職員の定年等に関する条例 東大和市職員の給与に関する条例 他			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 定年引上げの基本的考え方 令和3年6月に国家公務員法及び地方公務員法が改正され、平均寿命の伸長や少子 高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、国家公務員及び地方公務員の定年は令和5年度以降、段階的に65歳まで引き上げられることとなった。市においても、こうした法改正の趣旨を踏まえ、国及び東京都と同様、職員の定年を段階的に65歳に引き上げるため、関連する条例等の整備を図る。</p> <p>(2) 定年引上げ（制度）の骨子 ① 定年の段階的引上げ ② 役職定年制の導入 ③ 再任用制度の見直し ④ 給与制度 ⑤ 退職手当制度 ⑥ 情報提供・意思確認制度の新設</p> <p>(3) 影響及び効果 市職員の定年引上げ制度への市議会議員の理解を得ることができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 国で定年引上げに係る「地方公務員法の一部を改正する法律」が成立（令和3年6月） (2) 東京都で定年引上げに係る改正条例等が議決（令和4年6月）</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等） 今後の予定</p> <p>(1) 東大和市議会議員全員協議会で説明（令和4年9月） (2) 東大和市職員組合へ協議（令和4年9月～） (3) 令和4年第4回東大和市議会定例会に関連する条例の改正案を提案（令和4年11月） (4) 職員へ情報提供・意思確認（令和5年度60歳到達者）（令和5年1月～） (5) 新定年制度施行（令和5年4月）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、東大和市議会議員全員協議会への議題提出について事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。